

決算審査特別委員会（全体会）

令和4年9月22日（木曜日）午後 2時10分開会

出席委員（24名）

委員 長	相 馬 剛	副 委 員 長	山 形 紀 弘
副 委 員 長	森 本 彰 伸	副 委 員 長	田 村 正 宏
委 員	堤 正 明	委 員	三 本 木 直 人
委 員	林 美 幸	委 員	鈴 木 秀 信
委 員	室 井 孝 幸	委 員	益 子 丈 弘
委 員	小 島 耕 一	委 員	星 野 健 二
委 員	中 里 康 寛	委 員	齊 藤 誠 之
委 員	佐 藤 一 則	委 員	星 宏 子
委 員	平 山 武	委 員	大 野 恭 男
委 員	鈴 木 伸 彦	委 員	松 田 寛 人
委 員	眞 壁 俊 郎	委 員	中 村 芳 隆
委 員	山 本 はるひ	委 員	玉 野 宏

欠席委員（1人）

委 員 金 子 哲 也

出席議会事務局職員

議会事務局 長	増 田 健 造	議 事 課 長	相 馬 和 男
議事課長補佐 兼 庶務係長	印 南 恵 子	議事調査係長	長 岡 栄 治
議事課 主査	飯 泉 祐 司	議事課 主査	室 井 理 恵
議事課 主任	伊 藤 奨 理		

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

○認定第 1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和3年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
- 認定第 9号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

【3副委員長報告・質疑・討論・採決】

- 4. その他
- 5. 閉 会

開会 午後 2時10分

◎開会及び委員長挨拶

○相馬委員長 それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいまから決算審査特別委員会全体会を開会いたします。

ただいまの出席委員は24名でございます。

金子委員から欠席する旨の届出がございました。

さて、当委員会に付託された案件につきましては、去る9月12日から14日にわたり、各分科会において慎重に審査をされております。本日はその審査結果を基に進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。挨拶といたします。

◇

◎審査事項

○相馬委員長 それでは、次第3、審査事項に入ります。

さて、本定例会議において当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの決算認定案件9件でございます。

ここで、本日の委員会の進め方について御説明いたします。

まず、当委員会に付託された議案については、各分科会における審査結果の報告を行います。報告が終わりましたら、議案ごとに順次、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

初めに、決算審査特別委員会第一分科会における審査結果について、山形副委員長から報告をお願いいたします。

○山形副委員長 決算審査特別委員会第一分科会に

おける審査の経過と結果について御報告いたします。

令和4年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件5件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月12日から14日までの3日間、303会議室、議場及びオンライン会議において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等の関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

まず初めに、認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、総務部の審査について申し上げます。

総務課の審査において、委員から、法制執務費の中で非常勤職員の報酬について、当初予算は172万円を計上していたが、決算額については120万円と52万円の減額になった理由について何うとの質疑があり、執行部から、非常勤職員報酬の予算計上の中で情報公開、個人情報保護審査会、行政報酬不服審査会の審査案件を4回分計上していたが、開催がなく不用額となり、未執行のためであるとの答弁がありました。

次に、財政課の審査において、委員から、不動産売却収入、未利用市有地3区画売却の内容について何うとの質疑があり、執行部から、新朝日町約520平米、約500万円で売却、阿波町156平米を223万円で売却、鍋掛地区、正観寺付近88平米、5

万5,000円で売却したとの答弁がありました。

また、議員間討議において、委員から、市の未
利用土地について意見が出され、現実の売買金額
と市の評価額に乖離がある。人事異動に伴い、土
地についての相談や交渉が途切れてしまうとの意
見がありました。

また、別の委員から、人口減少や地価が下落し
ている。空き地が増え、土地を売却するのも困難
になってくる。土地の売買については、しっかりと
対応していかなければならないとの意見があり
ました。

次に、契約検査課の審査において、委員から、
優良建設業者の表彰件数と記念品について何うと
の質疑があり、執行部から、令和2年度の表彰は
コロナ禍で中止となり、令和3年度と併せて実施
した。令和2年度は12工事で15社、令和3年度は
6工事で10社となる。記念品として賞状と筒、法
人名が刻まれたガラス製の盾を贈呈しているとの
答弁がありました。

次に、課税課及び収税課の審査において、委員
から、固定資産税賦課費の当初予算と決算額の差
479万1,000円について何うとの質疑があり、執行
部から、主な理由として、現況地図の加除修正業
務委託において、予算時の設計1,054万9,000円に
対し、実績が742万5,000円で契約ができたためと
の答弁がありました。

次に、危機管理室の審査において、委員から、
防災対策費の当初予算にある防災士資格取得者研
修会講師謝礼について、決算に記載のない理由に
ついて何うとの質疑があり、防災士養成について
は、コロナ禍ということがあり、研修会は中止と
なり、謝礼の支払いはなかったとの答弁がありま
した。

次に、企画部の審査について申し上げます。

企画政策課の審査において、委員から指定管理

者制度が前年比15万4,000円減となっている理由
について何うとの質疑があり、執行部から、経営
状況を調査する団体が令和2年度、10団体から、
令和3年度は3団体に減少した。施設によっては
市内業者に限定しており、募集範囲が狭い場合も
ある。できるだけ優良な団体が募集できるような
仕組みを検討したいとの答弁がありました。

次に、デジタル推進課の審査において、委員か
ら、デジタル政策総合調整費、ディープラーニン
グ協会、G検定試験の内容と結果と受験者につい
て何うとの質疑があり、執行部から、試験の内容
は、AIについての基礎知識や使い方である。13
名が受験して、合格者は2名だった。受験者はデ
ジタル推進課職員と学校教育課、デジタル担当者
などが受験した。検定により、職員のデジタルス
キル向上につながったとの答弁がありました。

次に、秘書課の審査において、委員から、那須
塩原ファンクラブの会員数と委託料について何う
との質疑があり、執行部からは、平成29年度設立
から年々増加傾向にあり、内訳は、市内が906名、
首都圏が120名、県内の市外が141名、県外が30名
で、合計1,197人である。委託料の内訳は、ファン
クラブ会員登録業務が60万円、ホームページ運
営業務36万円、メルマガやLINEによる情報発
信業務60万円、会員向け事業運営20万円、会報誌
作成22万6,000円であるとの答弁がありました。

次に、市民協働推進課の審査において、委員か
ら、協働のまちづくり推進事業費、当初予算303
万6,000円計上されているが、決算金額が141万
5,164円になった理由について何うとの質疑があ
り、執行部から、当初はこの事業に対して7団体
を予定していたが、コロナ禍によって事業の中止
や延期となり、補正予算で120万円を減額したと
の答弁がありました。

次に、那須塩原駅周辺整備室の審査において、

委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

次に、西那須野支所の審査について申し上げます。

総務税務課の審査において、委員から、西那須野支所庁舎管理費の防火シャッター危害防止装置設置の委託料として、当初予算で150万円計上されていたが、決算額が66万円となった理由について何うとの質疑があり、執行部から、入札により減額になったためとの答弁がありました。

次に、市民福祉課の審査において、委員から特に質疑、意見等はありませんでした。

次に、産業観光建設課の審査において、委員から、田園空間博物館管理運営費、赤田山散策路木階段修繕工事の内容について何うとの質疑があり、執行部から、階段が10段、延長が10mの修繕工事であるとの答弁がありました。

次に、塩原支所の審査について申し上げます。

総務福祉課の審査において、委員から、塩原庁舎管理費について、駐車場区画線更新工事に当初予算では71万円を計上していたが、決算では29万7,000円となった理由を何うとの質疑があり、執行部から、東側駐車場については、消防分署の建設工事の一部として実施したため、安価となったとの答弁がありました。

次に、産業観光建設課の審査において、委員から特に質疑、意見等はありませんでした。

次に、会計課の審査について申し上げます。

委員から特に意見等はありませんでした。

次に、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査について申し上げます。

委員から、衆議院議員選挙費の投票用紙分類機について何うとの質疑があり、執行部からは、当初予算では2台購入する予定であったが、価格上昇により1台となった。現在、機械は3台であり、

今後も有効に活用するとの答弁がありました。

次に、議会事務局の審査について申し上げます。

委員から特に質疑、意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課、収税課の審査において委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第2号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課、収税課の審査において、委員から、催告書発送状況について何うとの質疑があり、執行部から、4月時点で滞納がある方に送付しており、半年後の10月に再度送付している。催告書の送付により差押え可能な状況にするものであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第3号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課、収税課の審査において、委員から特に質疑・意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第4号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第5号 令和3年度那須塩原市温

泉事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

塩原支所産業観光建設課の審査において、委員から、上・中塩原温泉使用料滞納繰越分について、調定額が114万円に対して、収入済額が39万円であり、76万円の収入未済額が発生しているが、この内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、3件分であり、うち2件については事業を実施しておらず、収納の見込みがない状況、1件については分納誓約を結び、対応中であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第5号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○相馬委員長 ありがとうございます。

次に、第二分科会における審査結果について、森本副委員長から報告をお願いいたします。

○森本副委員長 決算審査特別委員会第二分科会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和4年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件4件であります。

付託案件を審査するため、本定例会議に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りがないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月12日から14日までの3日間、オンライン会議、303会議室、議場において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意

見・質疑などを中心に申し上げます。

それでは、認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、教育委員会事務局教育部の審査について申し上げます。

教育総務課の審査では、委員から、学校管理総務費の旧金沢小学校プール管理運営について、廃校になった旧金沢小学校のプールを誰が使うのか、また、移動にはどういった方法を取っているのかを伺うとの質疑があり、執行部からは、プールは箒根中学校の生徒たちが体育の水泳の授業で使っている。移動には、通学で使っているスクールバスを利用しているとの答弁がありました。

次に、学校教育課の審査では、委員から、学校指導総務費のオリンピック等謝礼100万6,610円の内訳について伺うとの質疑があり、執行部からは、各小学校、中学校において、オリンピックとして活躍した方々をお招きし、子供たちに体験させたり、または御自身の体験を語っていただいた。令和3年度は6名のオリンピック、パラリンピアンをお招きし、13校で実施した。謝礼は1日10万円と旅費を出している。1日に午前と午後複数回実施することだったので、100万6,610円の決算額となったとの答弁がありました。

次に、生涯学習課の審査では、委員から、青少年センター運営費の負担金について、那須地区少年育成推進連絡協議会の構成員と、この協議会を運営する効果を伺うとの質疑があり、執行部からは、那須地区2市1町の市長、教育長、また少年指導員などを会員としている。効果としては、3市町の情報交換等を通じ、相互の研さんを図っているものと考えているとの答弁がありました。

また、ほかの委員より、文化振興費のふるさとアーティスト派遣事業で派遣した7団体はどんな団体で、どこに派遣するのか伺うとの質疑があり、

執行部からは、ピアノ、声楽、そしてギターの三重奏などを演奏する団体を各小中学校に派遣しているとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興課の審査では、委員から、体育施設管理運営費について、市内体育施設の利用者数が前年から増えているのに対し、西那須野運動公園体育館アリーナと三島体育センターの利用数が減っている理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、令和3年度は西那須野運動公園体育館アリーナと三島体育センターは、コロナワクチンの接種会場として使われていたため、使えない期間があったことが理由であるとの答弁がありました。

次に、国体推進課の審査では、委員から、国民体育推進事業費の国体馬術競技会場整備工事で整備した会場は、大会終了後に原状復帰するののかとの質疑があり、執行部からは、こちらは借りた場所であるので、原状復帰することが原則であり、仮設物は撤去するが、砂地の厚みなどは競技会場と協議の上、対応を決定していくとの答弁がありました。

続いて、子ども未来部の審査について申し上げます。

子育て支援課の審査では、委員から、子ども家庭総合支援事業費の児童家庭相談スーパーバイザー助言の内容とスーパーバイザーは誰なのかを伺うとの質疑があり、執行部からは、スーパーバイザーは児童相談所の所長を務めていた方である。1回当たり交通費込みで9,700円の報償費を支払い、令和3年度の実績として27回来ていただいたとの答弁がありました。

次に、保育課の審査では、委員から、民間保育施設運営支援費について、食物アレルギー対応給食提供事業の内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、食物アレルギーにより特別な配慮が必要

であると認められた児童が1人以上入所している保育所等に対し、調理員の増員に対する費用を補助するものであり、月額12万6,000円を上限で補助しているものである。対象施設については、令和3年度10園が該当になっているとの答弁がありました。

最後に、保健福祉部の審査について申し上げます。

社会福祉課の審査では、委員から、自殺対策強化事業費のゲートキーパー養成講座に対する受講後の効果について伺うとの質疑があり、執行部からは、ゲートキーパーに必要な聞き取りや見守りなど、基本的な対応について学ぶことができる。市職員向けにも講義をしており、関係窓口はもちろん、直接関係ないところの職員も対応について学ぶことができるようになってきているとの答弁がありました。

次に、高齢福祉課の審査では、委員から、生きがいサロン支援費が前年から比べるとかなり伸びているが、団体数はどのくらい伸びているのかと支出の要件を伺うとの質疑があり、執行部からは、団体数は特に変更がなく、令和2年度は60団体、3年度は61団体で、サロンの開催回数と、そこで利用した人が増えたということである。要件としては、1か月に2回実施すると、月3万円という形で計算をしているとの答弁がありました。

次に、国保年金課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

次に、健康増進課の審査では、委員から、健康づくり推進費について、健康づくり推進事業の内容と実績を伺うとの質疑があり、執行部からは、那須塩原市健康いきいき21プランにのっとり、健康づくりを推進していく事業として、小学生に対するフッ化物洗口、健康づくり推進協議会の開催、健康ポイント事業など、健康増進のための事業を

実施している。実績としては、令和3年度についてはおおむね順調に進めているとの答弁がありました。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策室の審査では、委員から、新型コロナウイルス感染症対策基金の積立て理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、令和2年度からコロナウイルスが日本に広がってきたが、ワクチン接種など対策にかかる経費が分かりにくかった。しかし、間違いなく経費が出てくるだろうと想定し、財政課と協議をしながら財源を確保しなければ対策ができないと判断し、基金をつくった。基金の原資にはふるさと納税でコロナに使ってほしいと寄附を受けたものを充てたとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

国保年金課の審査では、委員から、出産給付の1件当たりの給付額を伺うとの質疑があり、執行部からは、1件当たり出産育児一時金として42万円を支給しているとの答弁がありました。

健康増進課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

国保年金課及び健康増進課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

高齢福祉課の審査では、委員から、介護予防ケアマネジメント事業の具体的事業内容と成果について伺うとの質疑があり、執行部からは、介護が必要な状態となることを防ぐことや、要介護状態になっても今より悪くなることを防ぐために行われている事業で、市内8か所の地域包括支援センターに業務を委託している。具体的な事業としては、当該者が訪問看護や通所で利用できるサービスを利用し、なるべく在宅での生活ができるように支援しているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○相馬委員長 ありがとうございます。

最後に、第三分科会における審査結果について、田村副委員長から報告をお願いいたします。

○田村副委員長 決算審査特別委員会第三分科会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和4年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件5件で

あります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計の歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月12日から14日までの3日間、議場、オンライン及び303会議室において、委員8名出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

初めに、上下水道部の審査について申し上げます。

管理課、整備課の審査において、委員から、合併浄化槽の普及及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進の進捗状況について伺うとの質疑があり、執行部からは、令和8年度を目途に合併浄化槽への転換をおおむね完了させるよう、国の方針を見据えた進捗管理を図っているとの答弁がありました。

次に、建設部の審査について申し上げます。

都市計画課の審査において、委員から、開発許可行為指導費について、令和3年度の開発許可件数と地域的な傾向性を伺うとの質疑があり、執行部からは、許可案件が27件、変更許可が15件、その他の許可が2件であり、西那須野エリアの案件が多いとの答弁がありました。

次に、都市整備課の審査において、委員から、空き家等対策事業費について、空き家対策審議会での審議内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、東赤田地区の特定空き家の認定可否を

審議したものの答弁がありました。

次に、道路課の審査において、委員から、土木総務費に計上されている那須疏水への汚水放流に対する補償金の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、那須疏水への汚水放流や流入に伴う損失に対する補償金であり、那須疏水土地改良区と覚書を交わし、支払っているものであるとの答弁がありました。

次に、建築指導課の審査において、委員から、木造住宅耐震診断費等補助金について、補助額が1件当たり2万円から6万4,000円に増額となった理由について伺うとの質疑があり、執行部からは、耐震診断機関が耐震診断費用を値上げしたことに伴うものであるとの答弁がありました。

次に、産業観光部の審査について申し上げます。

農務畜産課の審査において、委員から、農業後継者育成事業費について、経営継承・発展支援事業補助金交付対象となった2経営体の営農類型はとの質疑があり、執行部からは、酪農家と施設野菜栽培農家の2経営体であるとの答弁がありました。

また、委員から、思い出のふるさとごはん事業費について、事業費が令和2年度より減少している理由はとの質疑があり、執行部からは、2年度までは1件当たり1kgのお米5パックをお配りしていたものを、3年度は300gのお米を6パック配布と量を削減したことによるものであるとの答弁がありました。

次に、農林整備課の審査において、委員から、有害鳥獣対策費について、前年度と比較して、イノシシの捕獲量が激減した理由はとの質疑があり、執行部からは、豚熱による影響でイノシシの生息数が減少したものと考えられるとの答弁がありました。

また、委員から、元気な森づくり事業費につい

て、里山林管理委託料の事業内容と対象地域について何うとの質疑があり、執行部からは、里山林と田畑の間の部分を緩衝帯として整備することにより、有害鳥獣を農作物に寄せつけないことを目的に実施している。対象地域は藁沼地区、遅野沢地区、金沢和田山地区、西岩崎地区、鳴内地区の6か所であるとの答弁がありました。

次に、商工観光課の審査において、委員から、観光振興費について、委託料のシェアサイクル実証実験の結果と評価について何うとの質疑があり、執行部からは、令和2年度から実施した事業であるが、令和3年度については30分100円、1日最大1,000円と有料化したこともあり、稼働率の低下が顕著に認められるなど、事業効果は芳しくないと判断せざるを得ず、結果を踏まえ、今後については同内容の事業を実施する考えはないとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の審査について申し上げます。

委員から、長期化するコロナ禍によって、農業委員の活動制約に変化はあるかとの質疑があり、執行部からは、令和3年度からは農地転用に伴う現地調査などについても従来どおりの対応で実施するようになっており、活動制約は大きく緩和されているとの答弁がありました。

次に、市民生活部の審査について申し上げます。

環境課の審査において、委員から、狂犬病予防費として計上されている犬猫の避妊・去勢手術費助成金の実績内訳はどの質疑があり、執行部からは、犬の避妊が77頭、去勢が74頭、猫の避妊が307匹、去勢が241匹であるとの答弁がありました。

次に、廃棄物対策課の審査において、委員から、ごみ減量化対策事業費に計上されている印刷製本費の3Rと正しい分別パンフレットの詳細を何うとの質疑があり、執行部からは、従来のパンフレ

ットとは趣向を変えて、カードゲーム仕様のものを1,000部作成し、社会科見学で来所した児童や出前講座の際などにお年寄りにお配りするなど、幅広い世代の方への啓発に活用しているとの答弁がありました。

次に、生活課の審査において、委員から、公共交通政策費の負担金に計上されている他団体からの派遣職員の職務や効果について何うとの質疑があり、執行部からは、国の地域活性化起業人制度の企業人材派遣制度を活用し、JRバス関東との包括連携に基づき、公共交通の推進を目的に派遣されており、民間で培った経験や知見を十分に生かし、次期公共交通計画等の策定支援やゆーバス・ゆータクの運営費の管理業務に携わっていただいているとの答弁がありました。

次に、市民課の審査において、委員から、戸籍費の委託料に計上されている戸籍事務へのマイナンバー制度導入の内容と、想定される効果について何うとの質疑があり、執行部からは、市の戸籍データとマイナンバーをシステム連携させることで、戸籍届出の事務手続の場面で謄本添付等が不要になるなど、利便性の向上と併せ、事務の煩雑が大きく緩和されることが期待されるとの答弁がありました。

次に、気候変動対策局の審査について申し上げます。

気候変動対策課の審査において、委員から、脱炭素社会構築推進費の設計委託料について、指定避難所への自立分散型エネルギー設備導入事業の内容について何うとの質疑があり、執行部からは、指定避難所3施設のLED化を優先実施し、その後、太陽光発電システムと蓄電池を設置することで自立できる施設にすることで、災害対応力と脱炭素の推進を図るものであるとの答弁がありました。

また、委員から、脱炭素社会構築推進費、工事請負費の太陽光パネル一体型街路灯設置の効果について何うとの質疑があり、執行部からは、年間2.4tのCO₂削減が期待されるとの答弁がありました。

認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

市民生活部環境課の審査において、委員から、市営墓地事業費の繰出金についての詳細について何うとの質疑があり、執行部より、墓地返還区画の再貸与があった年は黒字が多く、数百万円単位の繰り出しをしているが、それが無い年は例年数十万円単位の繰出金となっているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第6号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員から、公債費について詳細を何うとの質疑があり、執行部より、産業団地造成時に借り入れた借入金償還に当たるものであり、区画売却収入があるたびに繰上償還をしている。令和3年度に売却した4区画分の償還であるとの答弁がありました。

全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号 令和3年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、水道事業における営業収益が前年度比

1億1,000万円程度増額となった理由を何うとの質疑があり、執行部からは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応として、水道基本料金の減免措置を行っており、3年度はその分が増えたものであるとの答弁がありました。

また、委員から、配水施設整備事業費5億円の内容の内訳を何うとの質疑があり、執行部からは、鳥野目浄水場第3配水池更新工事や穴沢浄水場の減圧槽設置工事等7件の工事を実施したものと答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第8号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

最後に、認定第9号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、公共下水道への接続のための普及啓発について何うとの質疑があり、執行部からは、新たな下水道整備区域については、事前に全対象世帯に訪問の上、丁寧な説明による理解促進に努めている。また、既設地域で長年未接続の方には、アンケートの実施や個別接触により接続依頼を行っているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第9号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○相馬委員長 ありがとうございます。

以上で、各分科会における審査結果の報告が終わりました。

これより各議案の審査に入ります。

まず、認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたしま

す。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

三本木委員。

○三本木委員 第一分科会の報告の中で、市所有地に関して評価額と実売買額に乖離があるという指摘があったということなんですけれども、市所有地というのは多分市民の財産であるはずですから、それがもし乖離がある、そこに不正とかそんなことはまさかないんでしょうけれども、どんな審議内容があったんだかお聞かせ、最終的には承認されたようなんですけれども、その中でどんな質疑の内容があったんだかお聞かせいただければ。

○相馬委員長 それでは、第一分科会ですので、山形副委員長、答弁をお願いします。

○山形副委員長 もうこの3区画しか今回売れなかったということで、市の未利用土地ですか、各あるんですけれども、土地の形状や何か、場合によっては非常に売りにくいというふうなことで、不動産的な価値なんかもそういったものはなかなかそうすると購入するに当たっては公募をかけると、なかなか手を挙げる人もいないというふうな状況の中、そういうふうな話も意見でありました。

そういうふうな結果、財政のほうとしてみれば、先ほど意見のほうで言いましたが、そういうふうな未利用土地が近所にあるのに購入したくても、不動産の売買価格と、その辺で金額、その土地の周りの価格と大きく市のほうで考えて見積もっている金額が違うというふうなことで話があり、また、議員間討議の中で、財政課がその土地に関しての売買を請け負っているという中で、人事異動に伴い、そういうふうな交渉をしても、人事異動で人が変わってしまうので、なかなかその土地の交渉については進展が認められないというふうなことで指摘があり、そういうふうな質疑等で

先ほどの報告となりました。

○相馬委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは、質疑の途中ですが、皆様から御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がございましたので、これより起立による採決をいたします。

認定第1号 令和3年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○相馬委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございますでしょうか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑がなければ、御意見はございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がございましたので、起立による採決をいたします。

認定第2号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、御意見はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、

討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がございましたので、起立による採決をいたします。

認定第3号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○相馬委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、御意見はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、

採決いたします。

認定第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がございましたので、起立による採決をいたします。

認定第4号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○相馬委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第一分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中でございますが、御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第5号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、御意見はございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第6号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、御意見はござい

ますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第7号 令和3年度那須塩原市産業団地造
成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原
案のとおり認定すべきものとするに異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和3年度那須塩原市水道
事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを
議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたし
ます。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、御意見はござい
ますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第8号 令和3年度那須塩原市水道事業会
計の剰余金の処分及び決算認定については、原案
のとおり可決及び認定すべきものとするに異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり可
決及び認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和3年度那須塩原市下水
道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
を議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたし
ます。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、御意見をお受け
いたしますが、御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第9号 令和3年度那須塩原市下水道事業
会計の剰余金の処分及び決算認定については、原
案のとおり可決及び認定すべきものとするに
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり可
決及び認定すべきものと決しました。

以上で、審査事項は終了いたしました。

—————◇—————

◎その他

○相馬委員長 次に、4番のその他に入ります。
委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 事務局からございますか。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、次の総合計画審査特別委員会の開会のお時間なんですけれども、ただいまから15分後ということで、また、3時20分からの開会とさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○相馬委員長 ほかにないですか。大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 これで、今定例会議における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。



◎閉会の宣告

○相馬委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会全体会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時06分